

		大気汚染防止法		東京都環境確保条例 注3)				神奈川県生活環境の保全等に関する条例				横浜市生活環境の保全等に関する条例		川崎市環境の負荷の低減に関する指針		千葉県、千葉県大気汚染防止法のとびき 注5)				埼玉県指導方針		茨城県指導要綱		大阪府推奨ガイドライン		大阪市指導要綱		愛知県指導要綱		名古屋市環境保全条例		新潟県暫定処置要綱										
規制対象 重油換算 (t/h以上)	ガスタービン	50		50				50				50		50				50		50		30		10		50		50		50												
	ディーゼルエンジン	50		5				50				50 (NOxは原動機出力7.5kW以上)		50				50		50		30		10		50		20		50												
	ガスエンジン	35		5				35				35 (NOxは原動機出力7.5kW以上)		35				35		35		10		35		10		35														
	ガス発生炉 (燃料電池改質器)	50		全ての施設				全ての施設				50		50				50		50		50		40		40		50														
規模/対象地域		規模	全国	規模	第1種地域	第2種地域	規模	横須賀市	横浜市・川崎市・横須賀市以外	規模	横浜市	川崎市	規模	発電事業者	特別地域と千葉市・船橋市	その他	規模	埼玉県	茨城県	大阪府以外	規模	大阪市	規模	名古屋市以外	規模	名古屋市	規模	名古屋市	規模	新潟県												
ガスタービン	NOx (ppm)	70(O ₂ =16) 294	ガス専焼	50,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	10(O ₂ =16) 42	150,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	10(O ₂ =16) 42	2,000kW以上	7(O ₂ =16) 29.4	日規制・年規制注4)	排出ガス量 4.0万m ³ N/h以上	150,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	※	150	150,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	協議	ガス専焼	150,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	35(O ₂ =16) 147	1000kW以上	注7) 例)130 (910m ³ N/h、 2600kW、 都市ガス)	100,000kW以上	15(O ₂ =16) 63														
				50,000kW未満 2,000kW以上	25(O ₂ =16) 105	35(O ₂ =16) 147	150,000kW未満 100,000kW以上	15(O ₂ =16) 63	15(O ₂ =16) 63	20(O ₂ =16) 84	20(O ₂ =16) 84			20(O ₂ =16) 84	20(O ₂ =16) 84			20,000kW未満 50,000kW以上	15(O ₂ =16) 63			20(O ₂ =16) 84	30(O ₂ =16) 126						排出ガス量 4.0万m ³ N/h以上	20(O ₂ =16) 84	20,000kW未満 6,000kW以上	30	6,000kW未満 2,000kW以上	50	2,000kW未満 6,000kW以上	80	液体専焼	50(O ₂ =16) 210	1000kW未満	注7) 例)185 (175m ³ N/h、 500kW、 都市ガス)	100,000kW未満 30,000kW以上	35(O ₂ =16) 147
				2,000kW未満	35(O ₂ =16) 147	50(O ₂ =16) 210	100,000kW未満 2,000kW以上	20(O ₂ =16) 84	20(O ₂ =16) 84	2,000kW	23(O ₂ =16) 96.6			50,000kW未満	20(O ₂ =16) 84			20(O ₂ =16) 84	排出ガス量 4.0万m ³ N/h未満			20(O ₂ =16) 84	20,000kW未満 6,000kW以上						80	2,000kW未満	100	液体専焼	50(O ₂ =16) 210	1000kW未満	注7) 例)185 (175m ³ N/h、 500kW、 都市ガス)	100,000kW未満 30,000kW以上	35(O ₂ =16) 147					
				50,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	10(O ₂ =16) 42	2,000kW未満	35(O ₂ =16) 147	60(O ₂ =16) 252	2,000kW	35(O ₂ =16) 147			*ガスを専焼させるもの以外は 50(O ₂ =16) 210	50,000kW未満			20(O ₂ =16) 84	20(O ₂ =16) 84			排出ガス量 4.0万m ³ N/h未満	20(O ₂ =16) 84						20,000kW未満 6,000kW以上	80	2,000kW未満	100	液体専焼	50(O ₂ =16) 210	1000kW未満	注7) 例)185 (175m ³ N/h、 500kW、 都市ガス)	100,000kW未満 30,000kW以上	35(O ₂ =16) 147				
ばいじん注2) (g/m ³ N)	一般地域	0.05(O ₂ =16) 0.21	—	※	※	—	0.03(O ₂ =16) 0.126	※	—	0.03(O ₂ =16) 0.126	※	—	※	※	※	※	—	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※													
	特別地域	0.04(O ₂ =16) 0.168	—	※	※	—	0.03(O ₂ =16) 0.126	※	—	0.03(O ₂ =16) 0.126	※	—	※	※	※	※	—	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※													
ディーゼルエンジン	NOx (ppm)	シリンダ径 400mm以上	1200 (O ₂ =13) 3150	2,000kW以上 重油換算 250t/h以上	110(O ₂ =13)	270(O ₂ =13) 708.75	重油換算 200t/h以上	110(O ₂ =13) 288.75	110(O ₂ =13) 288.75	2,000kW以上	11(O ₂ =13) 28.875	日規制・年規制注4)	—	※	100(O ₂ =13) 262.5	150(O ₂ =13) 393.75	—	100 (O ₂ =13) 262.5	100(O ₂ =13) 262.5	500	300	重油換算 200t/h以上	200 (O ₂ =13) 525	500kW以上	注7) 例)393 (219.2t/h、 800kW、 A重油)	3,000kW以上	150 (O ₂ =13) 393.75															
				2,000kW未満 重油換算 250t/h以上	288.75	500(O ₂ =13) 1312.5	重油換算 200t/h未満	110(O ₂ =13) 288.75	190(O ₂ =13) 498.75	2,000kW未満 重油換算 500t/h以上	53(O ₂ =13) 139.125											重油換算 500t/h未満	110(O ₂ =13) 288.75	重油換算 200t/h	400 (O ₂ =13) 1050			500kW未満	注7) 例)500 (68.5t/h、 250kW、 A重油)													
				重油換算 250t/h未満	380(O ₂ =13) 997.5	重油換算 200t/h未満	110(O ₂ =13) 288.75	190(O ₂ =13) 498.75	2,000kW未満 重油換算 350t/h未満	380(O ₂ =13) 997.5	重油換算 200t/h											400 (O ₂ =13) 1050	500kW未満	注7) 例)500 (68.5t/h、 250kW、 A重油)																		
	ばいじん注2) (g/m ³ N)	一般地域	0.10(O ₂ =13) 0.2625	—	※	※	—	※	—	※	※											—	※	※	※			※	—	※	※	—	※	—	※	—	※					
特別地域	0.08(O ₂ =13) 0.21	—	※	※	—	※	※	—	※	※	—	※	※	※	※	—	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※																
ガスエンジン	NOx (ppm)	600	重油換算 500t/h以上	200	500	重油換算 200t/h以上	200	200	2,000kW以上	31	日規制・年規制注4)	—	※	200	300	—	200	200	200	50	重油換算 500t/h以上	200	120kW以上	注7) 例)220 (36.2m ³ N/h、 140kW、 都市ガス)	—	※																
			重油換算 500t/h未満	300		重油換算 200t/h未満	200	300	2,000kW未満 重油換算 350t/h以上	150											重油換算 350t/h未満	300	重油換算 650t/h以上	100			120kW未満	注7) 例)339 (15.5m ³ N/h、 60kW、 都市ガス)														
	重油換算 500t/h未満	300	重油換算 200t/h未満	200	300	2,000kW未満 重油換算 350t/h未満	300	重油換算 650t/h未満	150	重油換算 150t/h未満											150	120kW未満	注7) 例)339 (15.5m ³ N/h、 60kW、 都市ガス)																			
ばいじん注2) (g/m ³ N)	一般地域	0.05	—	※	※	—	※	—	※	※											—	※	※	※			—	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※					
特別地域	0.04	—	※	※	—	※	※	—	※	※	—	※	※	※	—	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※																	
ガス発生炉 (燃料電池改質器)	NOx (ppm)	150(O ₂ =7) 225	—	150(O ₂ =7) 225	—	150(O ₂ =7) 225	—	150(O ₂ =7) 225	—	※	日規制・年規制注4)	—	※	120(O ₂ =7) 180	※	※	※	※	※	—	※	—	注8)	—	※																	
			ばいじん注2) (g/m ³ N)	一般地域	0.05(O ₂ =7) 0.075	—	0.05(O ₂ =7) 0.075	—	0.05(O ₂ =7) 0.075	—																※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	0.4注6)	—	0.03(O ₂ =7) 0.045	—	※
	特別地域	0.03(O ₂ =7) 0.045	—	0.03(O ₂ =7) 0.045	—	0.03(O ₂ =7) 0.045	—	0.03(O ₂ =7) 0.045	—	※																—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	0.6注6)	—	0.03(O ₂ =7) 0.045	—	※	
備考	注3) 参照				注4) 参照				注5) 参照																	注6) 参照				注7)注8)参照												

注1) 酸素濃度0%以外の規制値はアンダーライン付きとし、()内にO₂濃度を記載。太字はO₂=0%換算値
 ※は大気汚染防止法に準拠し、上乗せ規制なし。
 一は大気汚染防止法に準拠し、規模に関する条件なし。
 注2) ばいじんに係る「特別地域」(特別排出基準適用地域)は全国で9地域。東京都特別区、横浜市、川崎市、横須賀市(神奈川県)、名古屋市等(愛知県)、四日市市等(三重県)、大阪市、堺市等(大阪府)、尼崎市(兵庫県)、倉敷市(岡山県)、北九州市、大牟田市(福岡県)。
 注3) 「第1種地域」とは特別区に存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、及び西東京市(旧保谷市に限る。)の区域をいい、「第2種区域」とは、対象地域のうち、第1種地域以外の区域をいう。
 注4) 燃料の使用量から算出した熱量により、排出されるNOxの許容限度あり。
 注5) 「特別地域」とは、野田市(旧関宿町区域を除く)、流山市、柏市、松戸市、鎌谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の13市区域とし、「その他の地域」とは、千葉県の区域のうち特別地域以外の区域を除く。とする。
 注6) 標準酸素濃度への換算は行わない。
 注7) 総量規制からの換算方法によるNOxの規制あり。例)は他のばい煙発生施設がない場合を示す。
 注8) 設置場所及び導入施設に応じて保健所からの指導あり。